

第2号様式(第10条関係)

令和 6年 7月 22日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

島袋 恵祐



令和6年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第3項に基づき、別紙のとおり令和6年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和6年度 政務活動費收支報告書

議員名 島袋恵祐

1 収 入 政務活動費 450,000 円

2 支 出

(単位:円)

項目	支出額	備考
調査研究費		
研修費		
広聴広報費	249,700	県議団だより167号(島袋恵祐版)ポスティング代金
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務所費	135,070	事務所家賃
事務費		
人件費		
合計	384,770	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 65,230 円

広聴広報費

ご依頼日	6年5月17日	振込金受取書 (兼振込手数料受取書)														
振込機関名	フリガナ							支店名	フリガナ	枚						
	り	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	銀行 優先 動支 消費 組合 他			
振込先 お受取人	フリガナ							預金種別	フリガナ	枚						
	おなまえ							現金 当座 貯蓄 他		口座番号						
ご依頼人 ご連絡先	フリガナ							金額	フリガナ	枚						
	おなまえ							¥	拾億 億 千万 百万 捨万 万 千 百 捨 円		手数料金額	10%対象	¥770			
													手数料欄に記載の金額には 消費税が含まれています。	¥770	消費税	¥10

当行をご利用いただきましてありがとうございます。
今後ともご利用くださいますようお願い申し上げます。

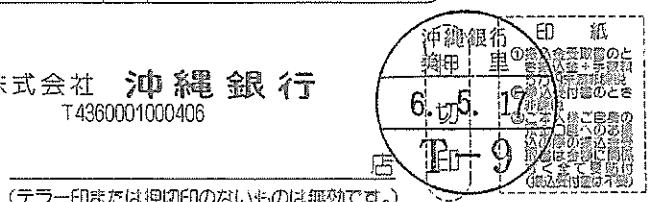
- 振込機能付ATMをご利用になりますと待ち時間がなく便利です。又手数料がお安くなります。
- 本振込は、振込規定により取扱させていただきます。
裏面の振込規定（一部抜粋）もご覧ください。

お知らせ

*お振込金受入区分が「現金・当座小切手等」のときは、本書を「振込金受取書（兼振込手数料受取書）」として取扱わせていただきます。
*お振込金受入区分が「預金払戻請求書」のときは、本書を「振込交付書（兼振込手数料受取書）」として取扱わせていただきます。

お振込金 受入区分	<input checked="" type="checkbox"/> 現金・当座小切手等
	預金払戻請求書

株式会社 沖縄銀行
T4360001000406



広報紙充当可能割合確認票

議員名

島袋 恵祐

広報紙名	紙面割合
日本共産党沖縄 県議団だより 第167号	<ul style="list-style-type: none">●全体面積: $38.2\text{cm} \times 27.3\text{cm} \times 2\text{面} = 2085.7\text{cm}^2$●充当対象外記事: 面積計 = 0cm^2① $0\text{cm} \times 0\text{cm} = 0\text{cm}^2$●充当可能割合: $1 - (0\text{cm}^2 / 2085.7\text{cm}^2) = 1 = 100/100$以下



日本共産党具具体的提案で県政をあとおし

3月県議会での日本共産党県議団の質問などを紹介します。実現にむけさらに取り組みます。

子どもたちのために



無償化の早期実施を

予算規模、実施方法について検討をすすめている



2月26日



実態調査をもとに支援条例の制定を

家事や介護を日常的に担う18歳以下の子ども「ヤングケアラー」の実態調査をふまえ、支援条例の制定を求めました。

必ずその必要性について検討する



3月1日



高校卒業までの無料化沖縄でこそ早急に

市町村の意向、県及び市町村の財政状況をふまえ協議を行う

高齢者のために



バス・モノレール代割引制度を



高齢者生活実態調査と基金をつくり早急に実施を

独り暮らしのお年寄りは県内で6万800人。「高齢者貧困対策基金」をつくり、実態調査にもとづき早急に支援の実施を提案しました。



全国並みに増設を

沖縄県の年収200万円未満の世帯率は全国平均の1.5倍ですが、公営住宅の整備率を全国平均にするには、あと3900戸必要。大幅な増設が必要と提起しました。

検討していく



2月26日

対話と外交による平和の構築を 「沖縄の強み」を發揮して ASEAN加盟国と平和友好姉妹都市に

軍事によらないアジアの平和と安定の構築をめざし、県が対話にもとづきすすめる緊張緩和などのための地域外交の発展を求めました。

沖縄の地理的優位性や文化、県系人などの国際的ネットワークを強みとして、これまで以上に地域外交を展開していく
国連・国際機関の沖縄誘致は対象となる機関を検討する



2月26日



パートナーシップ制度 早期導入を！ 島袋恵祐県議が質疑

玉城デニー知事「24年度中に導入を目指す」と表明！

島袋恵祐県議は3月1日の一般質問で、同性カップルの関係を自治体が承認する「同性パートナーシップ制度」の早期導入を要請し、玉城デニー知事は「多様な性の在り方を尊重することを公に示す意義を有するもの認識している」と述べ、2024年度中の導入を目指して取り組むと表明しました。

実施は世界の流れ！

島袋恵祐県議 「LGBTQ+など多様な性を認め合う社会に向けた動きが大きな流れとなっています。イコール・ペイ（同等の報酬）を求める声が広がり、一昨年は女子サッカーのアメリカ代表チームが裁判闘争を経て男子代表と同額の報酬支払いを勝ち取りました。沖縄県でも同性パートナーシップ制度導入に向けた取組を進めていくとのことで、早期の制度導入を求めるものあります。知事の決意をお聞かせください！」

全ての人が取り組む重要な課題——玉城デニー知事

「パートナーシップ制度に関しては、多様な性の在り方を尊重することを公に示す意義を有するものと認識しており、令和6年度中の導入を目指して現在取り組んでおります。沖縄県としましては、全ての県民がその個性や能力を十分に発揮し、個人の尊厳と多様性が尊重される社会の実現に向け、引き続き力を尽くしてまいります」

泡瀬干潟のラムサール条約湿地登録の早期実現を。

島袋恵祐県議は、泡瀬干潟のラムサール条約湿地登録にむけての取り組み強化を求めました。環境部長は「ラムサール条約は、水鳥の生息地として国際的に重要な湿地、動植物な保護、賢明な利用を進めていく事が目的としている。指定されると、その価値が出てきて観光資源としても使われるラムサールブランドといったような価値が加わる。SDGsの視点も含め、鳥類調査を進めながら鳥獣保護の指定、ラムサール条約の登録の湿地に向けて、しっかりと取り組んでいきたい」と答弁しました。



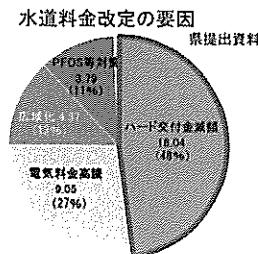
国の一括交付金の増額で 水道料金の引き下げ可能

国が減らした一括交付金
暮らしにこんな影響が
県道整備の遅れ 26路線
水道料金改定30年ぶり
水道料金改定の原因は
①ハート交付金減らす政府
932億円(2014年)
→368億円(2023年)
②米軍基地
PFOS等対策で県負担は年間10億円

水道料金改定の要因として、交付金減額影響が48%、PFOS等対策費が11%、合計で59%である事を明らかにしました。

国が県の要望通り交付金の予算をつけPFOS等対策費も措置してもらえば水道料金の引き下げは可能かと質問しました。

県側からは「料金引き下げも含め適正な料金水準を検討する」との答弁がありました。



事務所費充当状況申告票

議員名

島袋 恵祐

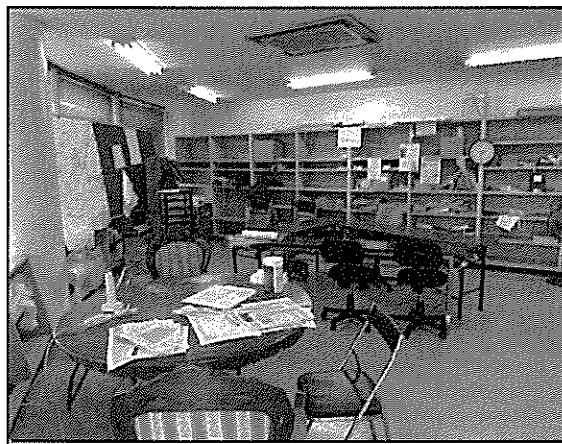
1. 事務所の状況

住所	沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号 島田ビル 101号室
----	----------------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	6/7	6月分1/2
------	-----	--------

充当割合の説明 :

当該事務所は通常政務活動で使用しているが、政党活動や後援会活動での使用があるため、按分割合を6/7で充当している。6月は同時に選挙活動においても事務所を使用したので按分割合1/2をで充当している。

(関係経費)

家賃(月額)	61,000 円
その他	円

(充当額)

家賃(月額)	52,285 円
その他	6月分 30500円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

島袋 恵祐



事務所概要申告票

議員名 島袋 恵祐

1. 物件の所在

住所	沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号 島田ビル 101号室
電話番号	098-989-3247

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 貸借事務所
・賃貸借契約先 []
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

島袋 恵祐



賃貸人 氏名



住所



建物賃貸借契約書

事務所用

契約期間

自 平成 31年 3月 1日

至 平成 33年 2月 28日

物件名 島田ビル 101号室

賃貸人

賃借人 島袋 恵祐

公益
社団法人 沖縄県宅地建物取引業協会

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 島袋 恵祐 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名称	島田ビル	1階	101号室
	所在地	(住居表示) 沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号		
		(登記簿) 沖縄県沖縄市高原五丁目 405番地		
	構造	鉄筋コンクリートブロック造/陸屋根/3階建/全(6)戸		
	種類	事務所	新築年月	昭和61年10月
	面積	45.46m ²		
附属施設	なし			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

生活相談所、会議所

頭書(3) 契約期間

平成31年 3月 1日 から 平成33年 2月 28日まで (2 年間)	
目的物件の引渡し時期	平成31年 2月 28日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 60,000円	共益費	月額 1,000円	家災保険料	2年間 18,500円
敷金	120,000円 (賃料 ケ月)			附 属 施 設 料	月額 (内消費税等 円 円)
保証金	円 (賃料 ケ月)	償却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No. 本数	表 ・ 裏 2本	シャッター入口 ・ 窓 2本	南京錠 2本	
賃料等の支払時期 翌月分を毎月 末 日まで					
賃料等の支払方法	□振込 □持参 ☑口座引落	琉球銀行 [REDACTED]	有限会社 大里住宅 代表取締役 知念 聰		
		持参先	有限会社 大里住宅		
		委託会社名	・沖縄銀行 ・琉球銀行 ・沖縄海邦銀行 ・コザ信用金庫		

※尚、振込み及び自動振替の場合に発生する金融機関の手数料等は、乙の負担とする。

事務所費

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先	(氏名) [REDACTED]
	(携帯) [REDACTED]

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 [REDACTED]
	住所 [REDACTED]

管理業者	商号又は名称 有限会社 大里住宅
所在地	沖縄県沖縄市高原5丁目14番11号 TEL 098-938-2628
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	06614 ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 [REDACTED] (賃貸不動産経営管理士:登録番号 [REDACTED]) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名 [REDACTED]
	住所 [REDACTED]

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に所定の事 項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名 [REDACTED]
		住所 [REDACTED]
[REDACTED] する保証	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃債務保 証会社の提供	家賃債務保 証会社名 琉球セーフティー 株式会社
		主たる事務 所の所在地 沖縄県那覇市上之屋1丁目20番9号 富士家オーシャンビル2階

頭書(8) 更新に関する事項

契約書に基づく

頭書(9) 特約事項

- ※ 貸借人は、入居期間1年未満に契約を解約する場合は、賃貸人に違約金として二ヶ月の賃料相当額を支払うものとする。
- ※ 現在、設置されているクーラーに関して、故障・修理等の費用は乙の負担とする。尚、使用不能になった場合や、修理に多額の費用が発生する場合は甲にて撤去するものとする。

事務所費

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年2月28日

甲・貸主	氏名	[REDACTED]	[REDACTED]	
	住所	[REDACTED]	[REDACTED]	
乙・借主	氏名	島袋 道祐	[REDACTED]	TEL [REDACTED]
	住所	沖縄県沖縄市古原洋海山町43-19 コーポルク301	[REDACTED]	[REDACTED]
連帯保証人	氏名	[REDACTED]	[REDACTED]	TEL [REDACTED]
	住所	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

宅地建物取引業者	A		B	
	主たる事務所所在地・TEL	沖縄県沖縄市高原5丁目14番11号 098-938-2628	主たる事務所所在地・TEL	
商号又は名称	有限会社 大里	商号又は名称		
代表者の氏名	知念 聰	代表者の氏名		
免許証番号	沖縄県 知事(8) 第2025号	免許証番号	大臣 知事()第 号	
免許年月日	平成29年 5月 1日	免許年月日	平成 年 月 日	
氏 名	[REDACTED]	氏 名		
登録番号	([REDACTED]) [REDACTED]	登録番号	() 第 号	
業務に従事する事務所名	有限会社 大里住宅	業務に従事する事務所名		
事務所所在地		事務所所在地		
TEL	沖縄県沖縄市高原5丁目14番11号 098-938-2628	TEL		

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

事務所賃

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合

二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確認)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確認する。

一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

事務所費

- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

- 第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
 - 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
 - 4 ~~前3項の場合で甲の承諾を得るとときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。~~
 - 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
 - 6 乙は敷金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
 - 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
 - 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
 - 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
 - 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
 - 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
 - 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

事務所費

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実に重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別精算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して1ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から1ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1ヶ月を経過する日までの間、隨時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならぬ。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

事務所費

(立入り)

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ず立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

- 第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更
 - 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

- 第16条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
 - 二 長期に休業するとき
 - 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
 - 四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

- 第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

- 第18条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。
- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
 - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
 - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする
- 3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するため必要な手続きをとらなければならない
 - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
 - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記

事務所賃

載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(契約の消滅)

第19条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第23条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

事務所費

令和5年4月27日

〒904-2171

沖縄県沖縄市高原5丁目14番11号

有限会社 大里住

代表取締役 知念

TEL : 098-938-2622

FAX : 098-938-7319

島袋 恵祐 様

賃貸借契約更新のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。

さて、ご契約をいただいております下記物件の賃貸借契約が満期を迎えます。

つきましては、契約の更新をしていただきたくお知らせ致します。お手数ですが、弊社まで日時を連絡の上、来社いただきますようお願い致します。

尚、連帯保証人の変更の場合は、再審査・書類提出が必要（別途料金）になる場合もありますので、予めご了承下さい。

敬具

記

1 物件名：島田ビル 101 号室

2 満期日：令和5年2月28日

3 契約更新期間：令和5年3月1日～令和7年2月28日

4 賃料等の条件：

	現行(月額)	更新後(月額)
賃料	60,000円	60,000円
共益費	1,000円	1,000円
駐車料	一円	一円
その他	一円	一円
合計	61,000円	61,000円

5. 更新時にご持参いただくもの

- 賃借人・連帯保証人が署名・押印した同意書2通
 - 連帯保証に係るご説明書に連帯保証人が署名・押印したもの1通
 - 連帯保証人の身分証明証（運転免許証等）の表裏コピー
 - 事業用情報提供確認書※賃借人・連帯保証人が署名捺印済のもの
 - 印鑑（認印）※訂正があった場合に必要になりますので、念の為お持ちください。
 - 更新事務手数料 11,000円
- 以上

通信欄：

賃貸借契約更新の同意書

賃貸人及び賃借人並びに連帯保証人は、下記物件に関する賃貸借契約を更新することに
つき、次のとおり同意した。

第1条 契約期間は、令和3年3月1日から令和5年2月28日
までとし、旧契約と同一の条件で賃貸借契約を更新する。

第2条 賃借人が旧契約締結の際、差し入れた敷金は更新後の契約の敷金として引き継
ぐものとする。

第3条 連帯保証人は、契約更新後も旧契約に引き続き、賃借人と連帯して賃借人の債
務を負担するものとする。

2 連帯保証人の負担は以下に記載し、記名押印欄に記載する極度額を限度とする。

極度額	1,464,000	円
-----	-----------	---

以上のとおり同意したことを証するため、本書2通を作成し、各当事者が記名押印の
上、各自1通を保有する。

記

物 件 名 : 島田ビル 101号室

所 在 地 : 沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号

以上

令 和 3 年 2 月 28 日

(賃貸人) 住 所 : [REDACTED]

氏 名 : [REDACTED] [REDACTED]

(賃借人) 住 所 : 沖縄県沖縄市高原7-36-19 3F-3-1

氏 名 : 鳥居 重祐 [REDACTED]

電話番号 : [REDACTED]

(連帯保証人) 住 所 : [REDACTED]

氏 名 : [REDACTED] [REDACTED] 印

電話番号 : [REDACTED]

極 度 額 : 1,464,000 円

事務所費

(別紙)個人の連帯保証に係る説明書(宅建業者→個人の連帯保証人)

連帯保証に係るご説明

この度下記の賃貸借契約につき、連帯保証をしていただくに際し、連帯保証の内容等についてご説明いたします。内容をご確認のうえ、連帯保証人としてお引き受けいただけますようお願ひいたします。

1 連帯保証とは

賃貸借契約に係る連帯保証とは、借主が賃貸借契約上負うべき債務(家賃の支払、借主が負担すべき原状回復費用、借主が賃貸物件を故意過失により破損した場合の損害賠償など)について、借主様がその支払いをしないときに代わって支払うものです。したがって、借主様がこれらの債務を履行している限りは、連帯保証人様自らがその債務の履行を求められることはありません。また、万が一借主様の過失等による火災等により建物等に損害が生じた場合でも、借主様が保険に加入し、保険金により填補される損害額に関しては、連帯保証人様がその債務の履行を求められることはありませんことになります。

ただし、借主様がこれらの債務を履行していない場合や、保険に未加入であった場合には、借主様に支払い能力があつたり、債務を支払うに足りるだけの価値のある財産があつたとしても、貸主様から請求があつた場合、連帯保証人様はその請求を拒否することはできないことに注意してください。

2 連帯保証人の責任の範囲

連帯保証人様が負担すべき金額は、借主様が賃貸借契約上負うべき債務の元本(たとえば借主様の滞納家賃の金額そのもの)と、その支払いが遅れたことに伴う利息を合わせたものです。ただし連帯保証人となつていただいた際に貸主と結んだ連帯保証契約に係る書面に記載されている「極度額」を上限とし、極度額を超えた部分については支払い義務を負いません。

3 情報提供について

もし借主様の家賃等の支払状況等を確認したいときは、貸主様にも確認を求めることができます。その場合には管理会社担当者までご連絡ください。

記

連帯保証の対象となる賃貸借契約

物 件 名	所 在 地	沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号		
	建物名・室	島田ビル 101 号室		
貸 主	住 所	[REDACTED]		
	氏 名	[REDACTED]		
借 主	住 所	沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号 島田ビル 101 号室		
	氏 名	島袋 恵祐		
主な契約条件	契 約 期 間	令和3年3月1日 ~ 令和5年2月28日 (2年間)		
	賃 料	月額 60,000 円	駐 車 場 料	月額 一 円
	共 益 費	月額 1,000 円		

私は、連帯保証契約に当たり、本書面の交付を受け、内容を確認いたしました。

令 和 3 年 2 月 28 日

連帯保証人



事務所

事業用情報提供確認書

甲（賃貸人） [REDACTED] 様

物 件 名：島田ビル 101号室

物件所在地：沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号

乙（賃借人）は丙（連帯保証人）に対し、民法465条の10の契約締結時の情報提供義務に基づき、①乙の財産及び収支の状況、②主たる債務（賃料支払債務）以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況、③主たる債務（賃料支払債務）の担保として他に提供し又は提供しようとするものがあるときはその旨及びその内容を、バランスシート、損益計算書等を示しながら正直に丙に情報提供し、丙はそれに基づき乙の債務を連帯保証するものであります。

令和 3年 2月 28日

乙（賃借人） 島袋恵祐

丙（連帯保証人） [REDACTED]

印

事務所費

賃貸借契約更新の同意書

賃貸人及び賃借人並びに連帯保証人は、下記物件に関する賃貸借契約を更新することにつき、次のとおり同意した。

第1条 契約期間は、令和5年3月1日から令和7年2月28日までとし、旧契約と同一の条件で賃貸借契約を更新する。

第2条 賃借人が旧契約締結の際、差し入れた敷金は更新後の契約の敷金として引き継ぐものとする。

第3条 連帯保証人は、契約更新後も旧契約に引き続き、賃借人と連帯して賃借人の債務を負担するものとする。

2 連帯保証人の負担は以下に記載し、記名押印欄に記載する極度額を限度とする。

極度額	1,464,000 円
-----	-------------

以上のとおり同意したことを証するため、本書2通を作成し、各当事者が記名押印の上、各自1通を保有する。

記

物 件 名 : 島田ビル 101号室

所 在 地 : 沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号

以上

令 和 5 年 2 月 28 日

(賃貸人) 住 所: [REDACTED]
氏 名: [REDACTED] [REDACTED]

(賃借人) 住 所: 沖縄県沖縄市高原7-36-19 ハトーベン江3-D
氏 名: 島袋惠祐
電話番号: [REDACTED]

(連帯保証人) 住 所: [REDACTED]
氏 名: [REDACTED] [REDACTED] (印)
電話番号: [REDACTED]
極 度 額: 1,464,000 円

事務所費

(別紙)個人の連帯保証に係る説明書(宅建業者→個人の連帯保証人)

連帯保証に係るご説明

この度下記の賃貸借契約につき、連帯保証をしていただくに際し、連帯保証の内容等についてご説明いたします。内容をご確認のうえ、連帯保証人としてお引き受けいただけますようお願いいたします。

1 連帯保証とは

賃貸借契約に係る連帯保証とは、借主が賃貸借契約上負うべき債務(家賃の支払、借主が負担すべき原状回復費用、借主が賃貸物件を故意過失により破損した場合の損害賠償など)について、借主様がその支払いをしないときに代わって支払うものです。したがって、借主様がこれらの債務を履行している限りは、連帯保証人様自らがその債務の履行を求められることはございません。また、万が一借主様の過失等による火災等により建物等に損害が生じた場合でも、借主様が保険に加入し、保険金により填補される損害額に関しては、連帯保証人様がその債務の履行を求められることはありませんことになります。

ただし、借主様がこれらの債務を履行していない場合や、保険に未加入であった場合には、借主様に支払い能力があったり、債務を支払うに足りるだけの価値のある財産があったとしても、貸主様から請求があった場合、連帯保証人様はその請求を拒否することはできないことに注意してください。

2 連帯保証人の責任の範囲

連帯保証人様が負担すべき金額は、借主様が賃貸借契約上負うべき債務の元本(たとえば借主様の滞納家賃の金額そのもの)と、その支払いが遅れたことに伴う利息を合わせたものです。ただし連帯保証人となつていただいた際に貸主と結んだ連帯保証契約に係る書面に記載されている「極度額」を上限とし、極度額を超えた部分については支払い義務を負いません。

3 情報提供について

もし借主様の家賃等の支払状況等を確認したいときは、貸主様にも確認を求めることができます。その場合には管理会社担当者までご連絡ください。

記

連帯保証の対象となる賃貸借契約

物 件 名	所 在 地	沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号		
	建物名・室	島田ビル 101 号室		
貸 主	住 所	[REDACTED]		
	氏 名	[REDACTED]		
借 主	住 所	沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号 島田ビル 101 号室		
	氏 名	島袋 恵祐		
主な契約条件	契 約 期 間	令和5年3月1日 ~ 令和7年2月28日 (2年間)		
	賃 料	月額 60,000 円	駐 車 場 料	月額 一 円
	共 益 費	月額 1,000 円		

私は、連帯保証契約に当たり、本書面の交付を受け、内容を確認いたしました。

令和 5 年 2 月 28 日

連帯保証人

事務所費

事業用情報提供確認書

甲（賃貸人） [REDACTED] 様

物 件 名：島田ビル 101号室

物件所在地：沖縄県沖縄市高原5丁目1番1号

乙（賃借人）は丙（連帯保証人）に対し、民法465条の10の契約締結時の情報提供義務に基づき、①乙の財産及び収支の状況、②主たる債務（賃料支払債務）以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況、③主たる債務（賃料支払債務）の担保として他に提供し又は提供しようとするものがあるときはその旨及びその内容を、バランスシート、損益計算書等を示しながら正直に丙に情報提供し、丙はそれに基づき乙の債務を連帯保証するものであります。

令和 5年 2月 28日

乙（賃借人） 鳥巣 重祐

丙（連帯保証人）

印

事務所費

当該事務所は通常政務活動で使用しているが、政党活動や後援会活動での使用があるため、按分割合を6/7で充当している。6月は同時に選挙活動においても事務所を使用したので按分割合1/2をで充当している。

2024年4月分 61000円 6/7充当 52285円

2024年5月分 61000円 6/7充当 52285円

2024年6月分 61000円 1/2充当 30500円

合計 135070円

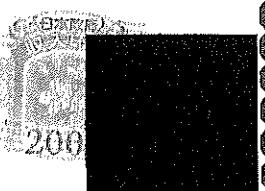
領 収 証

平成5年5月31日

島田 恵祐様

下記のとおり領収いたしました (島田ヒロイチ)

合計金額 ★ ￥183,000



但し、4月分、5月分、6月分 家賃・共益費とて

￥61,000 × 3ヶ月分

沖縄市高原5丁目14番11号

有限会社 大里住宅

代表取締役 知念

TEL (098) 938-2628

FAX (098) 938-7315

取扱者